

平成27年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（5月26日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
執行部紹介	5
議員自己紹介	6
新副管理者挨拶	6
開 会	7
開 議	7
議事日程の報告	7
仮議席の指定	7
議長の選挙	7
議長就任の挨拶	8
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	8
議会代表者会議の報告	9
会期の決定	10
副議長の選挙	10
議会運営委員の選任	10
議会運営委員会正副委員長互選結果報告	11
諸報告	11
一般質問	13
13番 杉田しのぶ 議員	13
管理者提出議案の上程及び説明	20
議案第6号の説明、質疑、討論、採決	20

議案第7号の説明、採決	2 2
管理者挨拶	2 3
閉 会	2 4

埼玉中部環境保全組合告示第3号

平成27年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年5月19日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 期 日 平成27年5月26日（火）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1 議案第6号 埼玉中部環境保全組合行政手続条例の一部を改正する条例
- 2 議案第7号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	橋 本	稔	議 員	2 番	金 澤	孝 太 郎	議 員
3 番	秋 谷	修	議 員	5 番	羽 鳥	健	議 員
7 番	渡 邊	良 太	議 員	8 番	松 島	修 一	議 員
9 番	金 子	眞 理 子	議 員	1 0 番	岸	昭 二	議 員
1 1 番	尾 崎	豊	議 員	1 2 番	荻 野	勇	議 員
1 3 番	杉 田	し の ぶ	議 員	1 4 番	小 林	周 三	議 員

○ 不 応 招 議 員 (1 名)

6 番 中 野 昭 議 員

平成27年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成27年5月26日（火曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 仮議席の指定
- 第3 議長の選挙
- 第4 議席の指定
- 第5 会議録署名議員の指名
- 第6 議会代表者会議の報告
- 第7 会期の決定
- 第8 副議長の選挙
- 第9 議会運営委員の選任
- 第10 議会運営委員会正副委員長互選結果報告
- 第11 諸報告
- 第12 一般質問
- 第13 管理者提出議案の上程及び説明
- 第14 議案第6号の説明、質疑、討論、採決
- 第15 議案第7号の説明、質疑、討論、採決

閉 会

○出席議員（12名）

1番	橋本	稔	議員	2番	金澤	孝太郎	議員
3番	秋谷	修	議員	5番	羽鳥	健	議員
7番	渡邊	良太	議員	8番	松島	修一	議員
9番	金子	真理子	議員	10番	岸	昭二	議員
11番	尾崎	豊	議員	12番	荻野	勇	議員
13番	杉田	しのぶ	議員	14番	小林	周三	議員

○欠席議員（1名）

6番 中野 昭 議員

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	新 井 保 美 君
副 管 理 者	原 口 和 久 君
副 管 理 者	現 王 園 孝 昭 君
会 計 管 理 者	小 川 福 美 君
事 務 局 長	新 井 久 夫 君
総 務 課 長	成 井 治 久 君

○職務のため出席した事務局職員

書 記 矢 嶋 久 雄

○新井久夫事務局長 皆さん、改めまして、おはようございます。事務局長の新井久夫と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日は、ご多用の中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本議会は、統一地方選挙後、最初の議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日の出席議員の中で、吉見町議会選出の荻野勇議員が年長の議員でございますので、荻野議員、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長、議長席に着く〕

○荻野 勇臨時議長 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました吉見町議会選出の荻野勇でございます。

平成27年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会の開会に当たり、議長選出までの限られた時間ではございますが、議員各位のご協力を賜り、滞りなくその任務を果たせますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、中野昭議員から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

◎執行部紹介

○荻野 勇臨時議長 本定例会は、このたびの統一地方選挙後初めての議会でございます。初対面の方もいらっしゃるかと存じますので、初めに管理者から執行部及び事務局のご紹介をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 皆さん、改めましておはようございます。それでは、臨時議長さんのお許しをいただきましたので、出席者の紹介をさせていただきます。

私は、当組合の管理者を務めております吉見町長の新井保美でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、副管理者を務めていただいております原口和久鴻巣市長さんでございます。

次に、去る4月26日に執行されました北本市長選挙におきまして当選なされました副管理者の現王園孝昭北本市長さんでございます。

続いて、事務局職員を紹介申し上げます。

会計管理者は、吉見町会計管理者の小川福美でございます。

次に、事務局長の新井久夫でございます。

総務課長の成井治久でございます。

施設課長補佐の矢嶋久雄でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○荻野 勇臨時議長 ありがとうございました。

◎議員自己紹介

○荻野 勇臨時議長 続きまして、議員の自己紹介を鴻巣市議会選出の橋本議員より順次お願いいたします。

○橋本 稔議員 鴻巣市の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

○金澤孝太郎議員 おはようございます。鴻巣市から選出された金澤でございます。よろしくお願いいたします。

○秋谷 修議員 おはようございます。鴻巣市議会選出の秋谷です。よろしくお願いいたします。

○羽鳥 健議員 おはようございます。鴻巣市議会選出の羽鳥健と申します。よろしくお願いいたします。

○渡邊良太議員 おはようございます。北本選出の渡邊良太です。よろしくお願いいたします。

○松島修一議員 おはようございます。同じく北本市議会の松島でございます。よろしくお願いいたします。今一番の施設まで近い距離にあります。荒川を超えましてすぐでございますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

○金子真理子議員 北本市議会の金子真理子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○岸 昭二議員 おはようございます。北本市議会の岸昭二と申します。よろしくお願いいたします。

○尾崎 豊議員 おはようございます。吉見町の尾崎です。よろしくお願いいたします。

○杉田しのぶ議員 おはようございます。吉見町議会の杉田しのぶです。よろしくお願いいたします。

○小林周三議員 皆さん、おはようございます。吉見町議会、小林周三でございます。よろしくお願いいたします。

○荻野 勇臨時議長 最後になりましたが、私吉見議会選出の荻野勇でございます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

◎新副管理者挨拶

○荻野 勇臨時議長 ここで、4月の北本市長選挙により、めでたく当選されました現王園市長さんには、当組合の副管理者としてお務めいただくわけですが、ここでご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○現王園孝昭副管理者 おはようございます。開会前の貴重なお時間を拝借いたしまして申しわけございません。

ただいまご紹介ございましたとおりに、私5月1日に北本市長に就任をいたしました。そして、今回こういう形で、今回副管理者という形で実際皆さん方と一緒にやることになりました。よろしくお願いいたします。

そして、私ここに今度は、今まではそちらのほうで議員としていましたけれども、2年ぶりにここに帰ってきました。ここにいらっしゃる皆さんにもまだ顔見知りの方がいっぱいいらっしゃいます。心強いですけれども、今後ともよろしくお願いいたします。

○荻野 勇臨時議長 ありがとうございます。

◎開会の宣告

(午前 9時06分)

○荻野 勇臨時議長 それでは、ただいまから平成27年第2回(5月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は12名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。

◎開議の宣告

○荻野 勇臨時議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○荻野 勇臨時議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

◎仮議席の指定

○荻野 勇臨時議長 日程第2、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

ただいま着席いただいております席を仮議席と指定いたします。

◎議長の選挙

○荻野 勇臨時議長 日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、去る5月19日の議会代表者会議で、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によりたいと協議いたしてございますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

どなたかご指名ございますか。

11番、尾崎議員。

○11番 尾崎 豊議員 吉見町ですけれども、荻野勇議員を推薦いたします。

○荻野 勇臨時議長 ただいま尾崎議員から、私、荻野を議長に推薦するのご発言がございましたが、私、荻野を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいまご指名をいただきました私、荻野が議長に当選となりました。

なお、当選人が臨時議長の立場ではございますが、本席から埼玉中部環境保全組合議会会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任の挨拶

○荻野 勇議長 ここで、議長の就任の挨拶をさせていただきます。

改めまして、おはようございます。

ただいま議員各位のご推挙をいただきまして、埼玉中部環境保全組合議会議長という大役を拝命し、身に余る光栄でございますとともに、感謝申し上げる次第でございます。また、その責任の重大さを痛感しております。

もとより微力ではございますが、誠心誠意その職務に精励いたす所存でございますので、加藤前議長と同様、格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げて、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔臨時議長、議長と交代〕

◎議席の指定

○荻野 勇議長 引き続き議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。早速議事の進行をさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第4、議席の指定を行います。

お諮りいたします。埼玉中部環境保全組合議会会議規則第3条第1項の規定により議席を指定いたしたいと思いますが、その方法につきましては、前例に従い、現在着席されている順と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席につきましては、現在着席されている順と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○荻野 勇議長 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、1番、橋本稔議員、2番、金澤孝太郎議員、3番、秋谷修議員を指名いたします。

◎議会代表者会議の報告

○荻野 勇議長 日程第6、去る5月19日に議会代表者会議が開催されておりますので、その結果のご報告をお願いいたします。

報告につきましては、地方自治法第292条の規定に基づき、構成市町議会の各委員会条例の規定を準用し、議会代表者会議に出席された議員で、年長議員の松島修一議員が座長を務められましたので、その報告をお願いいたします。

松島議員。

○8番 松島修一議員 おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第6、議会代表者会議の報告を申し上げます。

去る5月19日午前9時30分から、当センターにおきまして、本日の議会日程等につきまして協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程につきまして順次ご説明を申し上げます。

日程第7、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第8、副議長の選挙。

日程第9、議会運営委員の選任。

日程第10、議会運営委員会正副委員長互選結果報告。

日程第11、諸報告。管理者諸報告でございます。

日程第12、一般質問。質問通告者は1名であります。なお、質問は、再質問、再々質問の3回までといたしまして、答弁を含めて1時間以内と申し合わせておりますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第13、管理者提出議案の上程及び説明でございます。

日程第14、議案第6号 埼玉中部環境保全組合行政手続条例の一部を改正する条例でございます。

日程第15、議案第7号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意についてでございます。

議事日程は以上であります。

次に、平成27年度の議会行政視察につきましては、1泊2日という予定になっておりますので、今後荻野議長と事務局で調整をしていただくこととなりましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、当組合では議員の改選時に議員アルバムというものを作成しております。議会終了後に、議場での写真及び個人の写真並びに集合写真を撮ることといたしましたので、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、昼食につきましては、これまでどおり用意しないと決定させていただきました。

以上が5月19日に行われました議会代表者会議の報告であります。以上、よろしくお願い申し上げます。

○荻野 勇議長 ありがとうございます。

◎会期の決定

○荻野 勇議長 日程第7、会期の決定につきましては、ただいま報告のありましたとおり、5月26日、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎副議長の選挙

○荻野 勇議長 日程第8、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

どなたかご指名ございますか。

2番、金澤議員。

○2番 金澤孝太郎議員 2番、鴻巣市選出の金澤でございます。副議長に鴻巣市選出の6番、中野昭議員を推薦いたします。

以上です。

○荻野 勇議長 ただいま金澤議員より、鴻巣市議会選出の中野昭議員を副議長に推薦するとのことご発言がございましたが、中野昭議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 ご異議なしと認めます。

よって、中野昭議員が副議長に当選となりました。

◎議会運営委員の選任

○荻野 勇議長 日程第9、議会運営委員につきましては、埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例第3条第2項の規定に基づき、構成市町から選出されておりますので、ご報告いたします。

鴻巣市より金澤孝太郎議員、秋谷修議員、北本市より松島修一議員、岸昭二議員、吉見町より尾

崎豊議員、杉田しのぶ議員、以上6名でございます。

議会運営委員会の正副委員長は、埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例第4条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで、正副委員長互選のため暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時21分

○荻野 勇議長 会議を再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○荻野 勇議長 日程第10、休憩中、正副委員長の選出がされ、議長に報告がされておりますので、本会議においてご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荻野 勇議長 ご異議なしと認めます。

それでは、互選結果について事務局長より報告いたさせます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 それでは、ご報告申し上げます。

休憩中、議会運営委員会が開催され、正副委員長選出の協議がなされました。その結果、議会運営委員長に、吉見町議会選出の尾崎豊議員、議会運営副委員長に、鴻巣市議会選出の秋谷修議員が選出されましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○荻野 勇議長 ただいま報告のありましたとおり、議会運営委員長に、吉見町議会選出、尾崎豊議員、議会運営副委員長に、鴻巣市議会選出、秋谷修議員とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荻野 勇議長 ご異議なしと認めます。

◎諸報告

○荻野 勇議長 日程第11、諸報告を行います。

管理者から2月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 おはようございます。本日ここに、平成27年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、議員の皆様におかれましては、去る4月26日に執行されました統一地方選挙におきましてめでたく御当選なされ、各市町5月の臨時議会において当組合議会議員として選出されましたことを心からお祝い申し上げますとともに、当組合の事業にご理解、ご協力をお願いいたします。

先ほどご挨拶をいただきました現王園北本市長さんにおかれましては、このたびめでたくご当選を果たされました。心からお祝いを申し上げますとともに、当組合発展のため尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、荻野勇議長さんを初めといたしまして、議会運営の役職が全てご決定されまして、心からお喜び申し上げる次第でございます。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、本年2月議会定例会以降の事務の執行状況につきまして報告申し上げます。

初めに、平成27年度がスタートしておりますが、平成26年度同様の職員体制で事務の執行をしております。

また、運転管理業務委託につきましても、株式会社カンエイメンテナンスと平成26年度から3年間の長期継続契約といたしておりますので、変更はございません。

お手元に配付させていただきました平成26年度の運転状況について申し上げます。

管内の搬入ごみ量は、可燃ごみが3万5,420.83トン、粗大ごみが1,185.98トン、合計3万6,606.81トンであり、昨年度と比較いたしますと可燃ごみ120.04トンの減、粗大ごみ82.86トンの減、合計202.9トン、0.55%の減でありました。

なお、ほかに大里広域市町村圏組合からの受託ごみ5,813.89トン、小川地区衛生組合からの受託ごみ238.94トンの可燃ごみを処理しております。

当組合管内から発生したごみ処理量は平成13年度をピークに減少いたしており、これは各構成市町においてごみの減量化に向けた啓発活動等を進めてきた結果と考えられ、大変喜ばしく、今後も構成市町のさらなるご協力をお願い申し上げます。

また、灰の処分につきましては、合計4,554.16トンをセメント原料として受託処理しております。

次に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、同年6月から焼却灰及びばいじんの放射性物質の測定を実施してまいりましたが、同年7月の結果が一番高く、セシウム134及び137の合計は焼却灰1キログラム当たり940ベクレル、ばいじん1キログラム当たり5,600ベクレルでありました。直近の5月8日採取の数値は、焼却灰1キログラム当たり64ベクレル、ばいじん1キログラム当たり415.8ベクレルで、低い値となっております。

次に、第2期大間最終処分場につきましては、BODの数値は廃止基準の60ppmを下回る良好な結果ではありますが、原水のpHが依然高い状況であります。第2期大間最終処分場は上尾道路の計画区域に一部が含まれることが見込まれますので、国土交通省の関東地方整備局大宮国道事務所と連絡をとっておりますが、昨年度に予定していた道路設計及び地元説明会は事業が進展しておら

ず、当組合との協議が行えない状況であります。今後進展がございましたら報告申し上げますが、当面、現在行っている希硫酸による中和を継続してまいります。

施設の運転管理、維持管理業務につきましても、順調であります。

結びに、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。諸報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○荻野 勇議長 ご苦勞さまでした。管理者の諸報告が終わりました。

◎一般質問

○荻野 勇議長 日程第12、一般質問を行います。

質問通告者は1名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

杉田しのぶ議員の質問を許可いたします。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 改めまして、皆さん、おはようございます。吉見町議会選出の杉田しのぶでございます。私の今回の一般質問は、大きく分けて2点となります。

件名1といたしまして、地元対策について伺いたいと思います。(1)として、中部環境保全組合で考える地元対策に該当する「地元」とはどこの地域をいうのか。

(2)として、地元地域からはどのように要望が上げられ、どのように応えているのか。また、対応できない理由については返しているのかについて伺いたいと思います。

2番目として、中部資源循環組合との関係はということで質問をいたします。これまで中部環境保全組合として、中部資源循環組合のどのような会議に出席をし、どのような情報提供を行っているのか、ご質問させていただきたいと思います。

再質問は自席にて行わせていただきます。

○荻野 勇議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、杉田議員さんのご質問にお答え申し上げますが、まず地元対策についてでございますが、現在行っております地元対策事業は、平成10年度、11年度にダイオキシン類の対策工事を実施する際、施設の延命化につながるのと理由から、一部の地元住民から猛反対がございました。しかしながら、この対策工事を行いませんと施設の稼働停止にもつながりかねない重要な事業でございましたので、当時の埼玉中部環境保全組合として、地元対策事業を実施しようということから始まったものでございます。

埼玉中部環境保全組合で考える地元対策に該当する地元とはどこの地域をいうのかというご質問

でございますけれども、地域につきましては当センターの周辺地域という認識でおりまして、当組合で地域を指定したことはございません。

次に、地元地域からの要望につきましては、道路及び水路等の管理は吉見町でございますので、要望は吉見町に寄せられるものと理解をいたしております。また、対応できない理由につきましても、直接吉見町に聞いていただくようにしていただいているところでございます。

次に、埼玉中部資源循環組合との関係についてのご質問でございますけれども、埼玉中部資源循環組合はことしの4月1日に設立されて事業が進められておりますけれども、埼玉中部環境保全組合として埼玉中部資源循環組合の会議等に出席したことはございません。

以上です。

○荻野 勇議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 初めに、中部環境保全組合で地元とはということで質問しましたけれども、特に当組合で地域を指定したことはないという答弁をいただきましたけれども、私が議員になった当初、もう10年以上たちますけれども、その当初は中部環境から年間5,000万円の周辺整備負担金が来ておりまして、当時は飯島新田と江和井地区にしか使えないということを知っておりました。その後、吉見町の町長もかわりまして、担当者もかわり、周辺整備負担金も半減をされて、農業集落排水事業にこのお金が投入されたときに改めて確認をいたしましたけれども、そのときには、東第二地区全域が吉見町で言えば地元対策の該当地域であるというのが吉見町の見解でありました。

中部環境、先ほど冒頭答弁あったように、地域を指定したことはないということですが、中部環境では地元と中部環境センターをつなぐセンター運営協議会というものがあると思うのですが、これは建設当初から設けられているものでありますけれども、これに参加をしているのは吉見町では飯島新田、江和井、また川島町の芝沼ということだというふうに思います。地元対策として行われる周辺整備の内容についてはセンター運営協議会で報告をしているということを以前に確認したことがあるのですが、その報告、実際にはどのような形で行っているのか伺いたいと思います。このセンター運営協議会につきましては、何もなければ年1回の総会を開いて、その中で報告をしているということを知っておりますけれども、この協議会の開催される日、また前年度整備を行った工事の内容や本年度整備を行う予定の工事内容についてはどのような形で説明をされているのか。口頭だけの説明なのか、あるいは書面に記した資料等を渡した上で説明をされているのか、細部について伺いたいと思います。

また、地元地域からの要望についてですけれども、先ほどの答弁では、要望は直接吉見町に、また対応できない理由についても吉見町に聞いてもらうという答弁でしたけれども、中部環境としては一切把握をしていないということなののでしょうか。これまでもこの地元対策については中部環境の予算、決算議会において私自身も質問をしてきております。その過去の質問において求めた対応についてどの程度取り入れられているのか、改めてこの場で確認をさせていただきたいと思っております。

けれども、地元が要望している周辺整備、これはあとどれぐらいあって、概算の予算としてはどの程度必要で、何年くらいかかるのかということを質問しました。地元対策事業として予算を投じている中部環境としても、これはつかんでおくべきであろうという、私は求めをしたわけなのですが、平成24年10月当時の答弁では、吉見町と協議をして、今後の事業計画に基づいて報告できるように進めていきたいというふうに答弁をされておりますけれども、この件については現状ではどのようなになっているのか伺いたいと思います。

2項目めの中部資源循環組合の関係ですけれども、先ほど管理者の答弁のように、ことしの4月1日に設立をされたということですので、確かに会議に出席をしたりですとか情報提供したりというようなことはないわけだと、今答弁を伺っていて思いました。私の質問の仕方が悪かったので、改めて伺いたいと思いますけれども、組合が設立される以前の中部広域清掃協議会との関係で会議への参加や情報提供等は中部環境としてしてきたのか、その点を再度伺いたいと思います。

○荻野 勇議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 それでは、再質問にお答えいたします。

初めに、センター運営協議会、地元の区長さん、それから対策協議会の会長さんなどが入って、運営協議会というものを設置しております。吉見町の副町長さんが会長という形でやっている協議会でございます。構成市町におかれましては、構成市町の環境課の課長さんが委員として参加をされている会でございます。ここの席で地元対策の事業について報告をまとめを行っているのかという再質問でございました。

センター運営協議会の開催日ですけれども、今年度はその中に吉見町の議員さんなども入っている関係から、改選後ではないとできないということで、6月10日を予定しております。ですから、昨年4月24日に26年度の定例会を開催しておりますので、そのときの状況で申し上げたいと思います。

26年度の4月にやったときには、前年度、25年度の実施事業として吉見町からいただいた実績報告書をもとに、例えば農政環境課事業として農道整備事業、町道5276号線、延長293メートル、飯島新田地内というような資料と、それに関係した施工箇所地図を、これも吉見町さんからいただいたもののコピーですけれども、同じものを添付して、こういう事業を25年度は行いましたということで報告をさせていただいております。

また、新年度事業につきましては、吉見町から年度当初に、当組合関連の事業ということで、新年度予定している事業の報告をいただいております。26年度については、農政環境課の農道整備事業、それと物件補償、また、まち整備課の側溝整備工事、舗装新設工事等の資料をいただいておりますので、そのような説明をさせていただいております。

それから、次に、地元からの要望などで対応できない理由などについて、どのように解しているかということですが、また杉田議員が平成24年10月の決算議会で、単年度ごとの報告ではなく、あとどれくらい残っていて、予算としてどのくらい必要で、あと何年ぐらいかかるのかというようなお質問をいただきました。早速吉見町さんのほうにお願いして、25年の2月現在でセンター周辺整備事業の取りまとめをいただいております。現在は、このとき取りまとめたものを基本として進めていることと認識しております。ただ、年次別の事業、それから年次別の費用、総費用というのは出すのは非常に難しいということで、いただいております。と申しますのは、ちょっとここで整理しておきたいのですけれども、この地元対策事業というのは、この施設を建設する当初もございました。かなりのお金をかけて、地元から出た要望を実施可能な事業はやるということで、やっております。

今回の平成10年、11年度のダイオキシン対策工事について地元対策事業をやっておりますけれども、この地元対策事業というのは、毎年区長さんを通して吉見町に要望されている事業の中から、この地域で要望されて、優先順位の高いものからやっていこうということでやっていますので、ある時点でまとめても、これだけというくくりではなくて、また年がかわると新しい区長さんからの要望も来ます。そういったものも含めて、地元要望という形で吉見町さんのほうで優先順位を決めてやっていますので、これだけの事業というくくりがあるわけではないですから、この中のこれだけ終わった、だからあとこれだけというようなことがなかなか言えないという現状があります。ですから、事務局としても総予算も当然新しい要望があれば膨らんでいきますし、どれを優先的にやるのだということも含めて吉見町さんをお願いしております。これは他の地域との関連もあると思いますので、その辺は全て吉見町さんをお願いして、優先順位を決めて地元対策事業を行っていただくということになりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、埼玉中部広域清掃協議会に対しての会議の参加ということですが、埼玉中部広域清掃協議会、2年間協議会として行われてまいりました。協議会は、やはり設立されてからは協議会が主催する会議等に出席したことはございませんが、埼玉中部広域清掃協議会が設立する前は、平成25年2月、また3月に行われました8団体の協議会設立総会、これにはオブザーバーということで当時の原事務局長に出席依頼がございまして、私と2人で会議に参加をさせていただいた経緯はございます。しかし、会議で発言を求められるような内容はございませんでした。その後は、中部環境の事務局長をやっておりました原が吉見町の農政環境課の副参事ということで、協議会とタイアップして進めてまいりましたので、中部環境の情報といいますか、中部環境のことは副参事がよくご存じでしたので、そちらから情報提供はされているものというふうに考えております。

以上です。

○荻野 勇議長 杉田委員。

○13番 杉田しのぶ議員 初めに、地元対策の関係なのですけれども、要望については平成25年2月

の時点で吉見町のほうで取りまとめをしてもらったということで答弁をいただきました。できない理由についても吉見町のほうでという冒頭答弁もありましたけれども、そのできない理由の中には、地権者との関係で着手できないというものも含まれているというふうに思います。

規模については、先ほど事務局長言われたようなことももちろんあるというふうに思うのですが、私が求めたのは、これまでの総額ということももちろん大事なのですが、あとどれぐらい残っていて、その残っている工事に対してどれぐらいの概算で事業は進んだのかという意味での費用ということで申し上げたのですが、新しい要望が入ってくればまたそれも膨らむというようなご答弁もありましたので、確かにそういったこともあるかとは思いますが、地元としてどういう要望があって、概算ではどれぐらいなのかということとはつかんでおいてもいいことなのかなというふうに思います。例えば、別件ですけれども、吉見町のほうで町全体で区長要望があって、何カ所あって、概算では幾らかかるというような積算も出しておりますので、出せていますので、周辺整備についても、出すのはそれほどそういった面からは難しくないのではないかなというふうに思うわけなのですが、やはり中部環境の地元対策として、継続してこれまでやってきているわけですので、そこはきちんと把握をして、ぜひ議会にも示していただきたいというふうに思います。この点再度、できるかどうかについて答弁をいただきたいと思います。

また、地元対策として使われるべき予算、先ほど吉見町のほうで精査をするというようなご答弁ありましたけれども、私自身も、その予算がなければ整備はなかなかされないであろうというところに充当されるべき予算であるというふうに思っています。そういった視点からも、どんな要望が地元要望として上がってきているのか内容を確認することも必要であるというふうに考えますので、先ほど、25年2月現在で取りまとめを行ったリストを、後で結構ですので、報告をしていただきたいというふうに思います。

それと、センター運営協議会での地元対策への報告についてですけれども、先ほどの答弁では、資料も添付して説明もされているということでありましたけれども、これも以前にも求めておりますけれども、中部環境として整備を行ったという報告を該当地域の皆さんが漏れなくわかるように、もちろんセンター運営協議会に参加していない地域も含めてですけれども、周知をしていただきたいというふうに思います。センター運営協議会のメンバーですとか、あり方についても、私は見直しが必要であると感じるところでもあります。この件はまた今後検討いただくとして、当面今年度、先ほどの答弁、6月10日に行われる会議には、この報告とあわせて、26年度に整備を行った内容と27年度に整備を行う予定の内容を記したものを回覧で回して、地元の皆さんに知っていただくように対応を求めたいというふうに考えますけれども、前回質問したときに事務局長は、管理者と相談をして決めたいというふうに言われました。この点について管理者に伺いたいと思います。できるかできないか、回覧、文書をつけて周知をしてもらいたいという点です。できないということであれば、理由もあわせて伺いたいと思います。

次に、資源循環組合の関係ですけれども、中部清掃広域協議会についてもこれまで会議には参加依頼もなく、情報提供も、もといいた原さんのほうから行われているようだというような答弁をいただきましたけれども、中部環境と地元との約束、和解状況についても中部環境から情報提供をしたわけではないようですけれども、あえてここで確認をしておきたかったのは、中部環境として結んだ裁判上の約束事を中部環境だけの問題として考えるのではなく、同じ施設、同じ一部事務組合が建設しようとしているごみ処理施設に対して、この地は建設しないと裁判上の約束があった地なのだからできませんよということを忠告する立場に、私は中部環境はあるというふうに思っております。それをそういった会議や情報提供などの機会にしてこなかったのかなという疑問も生じたために、質問させていただきました。先ほど答弁にもありましたように、この4月から一部事務組合が設立をされて、方向性も確定をした中で動き出しておりますけれども、中部環境保全組合の立場として現状どう考えておられるのか、改めて伺っておきたいと思えます。

また、最後ですのでもう一点伺いますが、今後の問題として、吉見町は今言った中部資源循環組合、鴻巣、北本は鴻巣行田北本環境資源組合、それぞれでごみ処理を行っていくということで進められております。中部環境としても将来の閉鎖や財産処分、大間処分場との関係からも、それぞれの組合の進捗状況を把握しておく必要があるというふうに考えております。正副管理者間ではそうした情報の共有は図られておられるのでしょうか。また、今後においては、当組合の今後の計画を考える上でも知っておくべき情報であるという立場から情報収集を行って、中部環境保全組合議会にも報告を求めたいというふうに思いますが、この点についてご答弁をお願いします。局長の答弁で、管理者と相談してというような答弁になるようでしたら、管理者のほうに伺いたいと思うわけですけれども、最初から管理者に伺ったほうがよさそうですね。管理者のほうでお願いします。

○荻野 勇議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、杉田議員さんの質問にお答え申し上げますけれども、まず地域の環境整備、これに住民がわかるように文書で回覧ができないかというお話です。これは議員さんもお案内のとおりだと思いますけれども、中部環境が負担しているもので全てを賄っているわけではありません。これは吉見町で町の事業として行うことになっておりますから、町の予算を投入して、それであわせて実施しているわけですね。したがって、そういう状況でございますから、中部環境として地域住民に、こういう事業が行われました、あるいはこういう事業が予定されますということは、中部環境としてはそういうことをする立場にはないというふうに私は考えております。

それから、中部環境でダイオキシン類対策のときに裁判があって、その和解がなされた。その和解情報が中部資源循環組合に引き継がれるものではないかという趣旨のご発言だったと思えますけ

れども、違いますか。

〔「はい。いいですか。説明していいですか」と言う人あり〕

○新井保美管理者 確認しては、まずいいですか。

○荻野 勇議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 いや、そうではなくて、私の質問の趣旨は、中部環境が裁判の和解をしたわけですよね、訴えられた方と。この地に建設をしないという約束をしたのは中部環境保全組合です。しかしながら、同じ一部事務組合が、同じというか……

〔「違う」と言う人あり〕

○13番 杉田しのぶ議員 団体も違いますけれども、別の一部事務組合がこの地に再び建設をするということで今進められているわけですが、そういう、この地に建設をしないと約束をした中部環境の立場からも、同じ行政が、自治体が集まった一部事務組合である中部資源循環組合に対して、この地には建設すべきではないであろうという忠告をするべき立場にあるというふうに思うわけですが、現状をどう捉えておられるかという質問です。

○新井保美管理者 失礼しました。中部資源循環組合が今地元の要望に沿って設立しようとしているということは、中部環境としても承知をいたしております。ただ、構成が全く違うものですから、中部資源循環組合に、中部環境保全組合が債権者と和解をしたことを、それを引き継いでいってもらおうよというふうに申し上げる立場には全くないというふうに私は考えております。

それから、中部環境保全組合の今後のことについてのお尋ねがございましたけれども、これについては当然正副管理者会議の中で情報交換をしたり、今後、いずれこの中部環境保全組合でごみ処理の仕事がなくなるわけですから、そのときを視野に入れて、ここの施設を解体して整理し、それから1つ大きな課題として残るのは、大間の最終処分場をどうするか。これについては、最悪の事態を想定しながら、それに対応する費用についてはほぼ確保できているというふうに考えています。

〔「済みません。答弁漏れですが、よろしいですか。聞いたことに

対して答えが戻ってきていないのがあるんですけど〕

あり〕

○荻野 勇議長 それでは、答弁漏れについて、もう一度質問してください。

○13番 杉田しのぶ議員 今、大間の最後の関係、最後の件なのですけれども、正副管理者間で情報交換しているというご答弁いただいたのですが、私が伺ったのは、今後中部環境の議会に対してもそうした情報を提供してもらいたいと。やはり今後その議会の中で、もうやはり大間処分場のことも議論されておりますので、閉鎖に向けてやはり審議をしていく立場にある議会に対しても報告をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですかという質問をさせていただいたので、その点お願いします。

○荻野 勇議長 新井管理者。

○新井保美管理者 失礼しました。情報が提供できるような環境が整い次第、常にこれは報告をしてまいります。

○荻野 勇議長 以上で杉田議員の質問は終了いたしました。

通告のありました一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、10時15分から再開いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時14分

○荻野 勇議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○荻野 勇議長 日程第13、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

新井管理者。

○新井保美管理者 議長の命によりまして、提出議案の説明を申し上げます。

議案第6号 埼玉中部環境保全組合行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続法が改正されたことに伴いまして、規定の整備を行うものでございます。

議案第6号について、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明をいたさせます。

また、議案第7号は人事案件であります。議案第7号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について、当組合の監査委員として、北本市から選出いただいております渡邊良太議員を選任いたしたく、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、2議案について慎重ご審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。どうぞよろしく申し上げます。

○荻野 勇議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第14、議案第6号 埼玉中部環境保全組合行政手続条例の一部を改正する条例について議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 議案第6号 埼玉中部環境保全組合行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

行政手続法の一部改正に伴い、鴻巣市、北本市、吉見町では本年3月議会において条例の改正がなされております。当組合におきましても、同様の改正を行うものでございます。

初めに、行政手続条例とは、行政手続法第46条の規定に基づき、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るための必要な措置として各自治体で制定されている条例でございます。

このたびの主な改正内容は、第2条から第28条までの「名あて人」の「あて」の仮名を漢字に改正する。

また、第34条の第3項を第4項に繰り下げ、第2項を第3号に繰り下げたことにより、新たに第2項を設けております。この新たな第2項では、行政指導をする際に許認可等に関する権限を行使し得る旨を示すときは、その根拠等の明示を義務づける規定を設けたものです。行政指導の際のその根拠を明示する義務を規定したものでございます。

次に、第35条の2、第35条の3が新たに設けられました。第35条の2は、行政指導を受けた側が法令の要件に適合しない行政指導を考えたときに、その行政処分の中止等を求めることができる条文であります。

次に、第35条の3は、法令に違反する事実がある場合に、組合に対して処分や行政指導をするよう書面にて申し出ることができる。この手続について定めたものでございます。

改正内容については以上でございますが、当組合では特に許可を出しているものとしたしましては、当センターへの搬入許可がございます。ですから、この搬入許可に違反した業者があった場合に行政指導なり処分なりをする可能性はございますが、基本的に収集運搬業者がここへ搬入してくるということになりますので、収集運搬業務は構成市町の所管ですから、基本的には同じ業者ということになります。ですから、そういった業者が違反した場合には、うちのほう単独で指導するというよりは、構成市町と相談して指導するようになると思いますので、現実的にはここでこれに該当するような処分等は、余り該当しないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○荻野 勇議長 説明が終わりました。

質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の説明、採決

○荻野 勇議長 日程第15、議案第7号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について議題といたします。

なお、本案につきましては、渡邊良太議員の一身上に関する議案でありますので、地方自治法第117条の規定により、渡邊良太議員の退場を求めます。

〔7番 渡邊良太議員退場〕

○荻野 勇議長 管理者より議案第7号の細部説明を求めます。

新井管理者。

○新井保美管理者 議案第7号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について説明申し上げます。

2年間にわたりまして鴻巣選出の岡田恒雄議員さんに尽力を賜りましたが、4月30日をもって任期満了となりましたので、当組合監査委員の選任をいたしたく、地方自治法第196条の規定に基づきまして議会の同意を求めたいとするものでございます。

監査委員に、北本市議会から選出をいただいております渡邊良太議員さんを選任いたしたいとするものであります。

住所は、北本市中丸7丁目21番地3、コンフォート北本201。昭和60年12月3日生まれの方であります。

渡邊良太議員さんの経歴の概要を申し上げますと、平成23年5月に北本市の議会議員に就任なされ、現在2期目でございます。北本市議会では保健福祉常任委員会副委員長、議会運営委員会副委員長を歴任されております。当組合の議会議員には平成23年5月から就任されており、4年間議会

運営委員会委員として当組合事業の発展に寄与していただきました。

以上、渡邊良太議員さんの経歴の概要を申し上げさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○荻野 勇議長 説明が終わりました。

本案につきましては、人事案件でございますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり同意することに決しました。

渡邊良太議員の入場をお願いいたします。

〔7番 渡邊良太議員入場〕

○荻野 勇議長 ここで、監査委員に選任されました渡邊良太議員よりご挨拶をお願いいたします。

○7番 渡邊良太議員 ただいま監査委員の選任同意につきまして皆様のご賛同をいただき、まことにありがとうございます。

議会選出の監査委員として、中山代表監査委員さんのご指導をいただきながら研さんを積んでまいりたいと考えております。

今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、監査委員の就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○荻野 勇議長 ありがとうございます。

◎管理者挨拶

○荻野 勇議長 以上で本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

当センターは、昭和59年4月供用開始以来、本年で32年目を迎えておりますが、関係各位の温かいご指導、ご協力によりまして順調に運転をさせていただいております。心から感謝を申し上げます。

今後も、施設機能を維持していくために種々の保守点検整備等を実施していき、安全、安心な施

設として維持管理に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと思います。

結びに、議員各位の今後のご健勝、ご活躍を祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○荻野 勇議長 以上をもちまして、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前10時26分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年5月26日

臨時議長 荻野 勇

署名議員 橋本 稔

署名議員 金澤 孝太郎

署名議員 秋谷 修